特定非営利活動法人G-net

コンプライアンス規程

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は、特定非営利活動法人G-net（以下「当法人」という。）の倫理規程の理念に則り、当法人に適用又は適用の可能性のある法令、定款又は内部規程の遵守（以下、「コンプライアンス」という。）上の問題を的確に管理及び処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施及び運営の原則を定めることを目的とする。

（対象者）

第２条　本規程における職員とは、役員、職員、インターン等名称や雇用条件にかかわらず、当法人の業務及び活動に関わるすべてのものをいう。

（基本方針）

第３条　当法人の職員は、法令、定款及び内部規程の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

第２章　コンプライアンス体制

（コンプライアンス統括管理者）

第４条　当法人に、コンプライアンス統括管理者１名を置き、事務局長をもって充てる。

２　コンプライアンス統括管理者は、当法人におけるコンプライアンス全般にかかわる事項を所管し、コンプライアンス統括部門を指揮監督して、コンプライアンスに関する各種施策を立案し、実施する責務を有する。

３　コンプライアンス統括管理者は、理事会に対し定期的にこの法人のコンプライアイスの状況について報告する。

（コンプライアンス担当者）

第５条　当法人にコンプライアンス担当者１名を置き、事務局職員をもって充てる。

２　統括管理者の指揮、監督の下で、コンプライアンス施策の実施、維持および充実に努める。

第３章　コンプライアンス委員会

（委員会の構成）

第６条　コンプライアンス委員会は、代表理事を委員長とし、コンプライアンス統括管理者、コンプライアンス担当者を委員として構成する。

２　委員長は、必要に応じて外部有識者を委員とすることができる。

３　コンプライアンス委員会は、以下の事項を遂行する。

（1）コンプライアンス施策の検討及び実施

（2）コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング

（3）コンプライアンス違反事件について原因の究明に向けた分析及び検討

（4）コンプライアンス違反の関係者の厳格な処分の検討及び再発防止策の策定

（5）第3号の原因の究明に向けた分析及び検討の結果並びに第4号の処分及び再発防止策の公表

（6）その他コンプライアンス委員長が指示した事項

（コンプライアンス委員会の開催）

第７条　コンプライアンス委員会は、定例委員会として、委員長の招集により、年１回開催する。

２　委員長は、必要があると認めるときは、臨時委員会をいつでも招集することができる。

（コンプライアンス統括部門）

第８条　この法人の事務局をコンプライアンス統括部門とする。

２　コンプライアンス統括部門は、コンプライアンス体制及びその整備にかかわる企画、推進及び統括を所管する。

３　コンプライアンス統括部門は、コンプライアンス施策の進捗状況その他のコンプライアンスにかかわる事項をコンプライアンス統括管理者に必要に応じて報告する。

（報告、連絡及び相談ルート）

第９条　職員は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかにコンプライアンス統括部門に報告する。ただし、内部通報規程に基づく通報等を行った場合はこの限りでない。

２　コンプライアンス統括部門長は、前項の報告でコンプライアンス違反行為又はそのおそれがある事象を知ったときは、直ちにその旨をコンプライアンス統括管理者に報告するとともに、事実関係の調査を行い、対応方針を検討し、コンプライアンス統括管理者の承認を受けて当該事象への対応を実施する。

３　職員は、緊急の事態等の事由により、コンプライアンス統括部門を経由することができないときは、第1項にかかわらず、コンプライアンス統括管理者に直接、同項の報告をすることができる。

（職員のコンプライアンス教育）

第１０条　当法人は、職員に対してコンプライアンスに関する研修を行い、また、職員は当法人の倫理規程を含むこれらの事項について、定期的に研修を受けるものとする。

（懲戒等）

第１１条　職員が第９条第１項から第３項に定める報告を適切に行わなかった場合には、情状によりそれらの者を懲戒処分に処する。

２　懲戒処分の内容は、当該処分の対象者が役員（監事を除く。以下本条において同じ。）の場合は戒告とし、職員の場合は就業規則に従い戒告、譴責、減給、出勤停止、降職・降格、諭旨退職又は懲戒解雇とする。

３　前項の懲戒処分は、役員については理事会が決議し、理事会の決定を受けて代表理事がこれを行う。職員については、就業規則にしたがい代表理事がこれを行う。

（改変）

第１２条　この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則

この規程は、令和２年１０月１日から施行する。